

平成28年第1回(3月)泉崎村議会定例会報告書

- 1 会 期 平成28年3月3日(木)～3月15日(火) 13日間
- 2 議 案 等 議案 32件
発議 6件
- 3 一 般 質 問 平成28年3月10日(木) 3名
- 4 誓 願・陳 情 請願書 3件 陳情書 4件

◎ 議案等の審議及び概要は次のとおりです。

**【報告第1号】 専決処分承認を求めることについて
(泉崎村税条例の一部を改正する条例)**

(原案承認) ◇マイナンバー制度及び行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布施行されたことに準じて、泉崎村税条例の所要の改正を専決処分したものです。

【議案第1号】 泉崎村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇役場庁舎の移転により、庁舎の位置を「泉崎村大字泉崎字八丸145番地」にあらためるものです。

【議案第2号】 泉崎村公告式条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇役場庁舎の移転により、条例を公布する場所を「泉崎村大字泉崎字八丸145番地」にあらためるものです。

【議案第3号】 村長、副村長の諸給与及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇人事院勧告並びに福島県人事委員会の勧告に準じ、期末手当を年額0.05月引き上げるよう所要の改正を行うものです。

【議案第4号】 教育長給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇人事院勧告並びに福島県人事委員会の勧告に準じ、期末手当を年額0.05月引き上げるよう所要の改正を行うものです。

【議案第5号】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇人事院勧告並びに福島県人事委員会の勧告に準じ、給料表の平均0.3%引き上げ、勤勉手当を年額0.1月引き上げる等、県の改正に準じて所要の改正を行うものです。

【議案第6号】 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇人事院勧告並びに福島県人事委員会の勧告に準じ、期末手当を年額0.05月引き上げるよう所要の改正を行うものです。

【議案第7号】 職員の退職管理に関する条例

(原案可決)

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されることから、管理又は監督の地位にある職員であったものの再就職情報の届出について規定するなどの条例を制定するものです。

【議案第8号】 泉崎村行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇特定の個人を識別するための番号を幼稚園就園奨励費補助金交付事務などの独自の事務に利用することについて、特定の個人を識別するための番号の利用・提供する情報の範囲等を規定するため、条例の一部を改正するものです。

【議案第9号】 泉崎村行政不服審査会条例

(原案可決)

◇行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理するため、村長の付属機関として泉崎村行政不服審査会を置く必要があるため、同審査会委員を5名以内・3年とするなど泉崎村行政不服審査会条例を制定するものです。

【議案第10号】 泉崎村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

(原案可決)

◇行政不服審査法の規定による提出資料等の写しの交付手数料の料金等を定めるため条例を制定するものです。

【議案第11号】 泉崎村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇新たに設置する泉崎村行政不服審査会委員の日額報酬などを新たに規定するため所要の改正をするものです。

【議案第12号】 泉崎村税条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇平成27年度税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から地方税法等の改正が行われることに伴い、徴収猶予に係る基準など一定の事項について条例で定めることとされたことから地方税法等の改正に準じ、所要の改正をするものです。

【議案第13号】 泉崎村固定資産評価審査委員条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の一部改正が平成28年月1日から施行されることから、この法律等改正規定に準じ所要の改正をするものです。

【議案第14号】 泉崎村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇これまで都道府県が事業所の指定や監督を行っていた通所介護において、利用定員18人以下の小規模な通所介護については、市町村が事業所の指定や監督を行う地域密着型サービスへ移行となるなど、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正がなされたことにより所要の改正をするものです。

【議案第15号】 泉崎村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」における介護予防認知症対応型通所介護において、「運営推進会議」の設置を義務づけるなどの改正に伴い、これに準じ所要の改正をするものです。

【議案第16号】 泉崎村立泉崎幼稚園条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇子育て環境の充実を図るため、本村に住所を登録し、村立泉崎幼稚園に在園する幼児の保育料及びバス使用料を無料とするため所要の改正をするものです。

【議案第17号】 泉崎村定住促進条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇天王台ニュータウン及び都橋住宅団地の販売促進を目的に制定した本条例の有効期限平成28年3月31日を6ヶ月間延長し、平成28年9月30日までとするため、所要の改正をするものです。

【議案第18号】 泉崎村パークゴルフ場設置条例の一部を改正する条例

(原案可決) ◇村民の健康増進及びスポーツ振興の促進を目指し、利用者の利便性のお向上に寄与するため、施設使用料に80歳以上の大人の料金を新たに設定するなど、所要の改正をするものです。

【議案第19号】 泉崎村道路線の認定について

(原案可決) ◇道路法第8条第2項の規定により、泉崎駅東口線、下陣場・笹立山線、摺砂子東線の3路線を泉崎村道に認定し維持管理をするものです。

【議案第20号】 平成27年度泉崎村一般会計補正予算(第5号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3757万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億9377万1000円とするものです。

【議案第21号】 平成27年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1334万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億1173万7000円とするものです。

【議案第22号】 平成27年度泉崎村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5144万円とするものです。

【議案第23号】 平成27年度泉崎村介護保険特別会計補正予算(第4号)

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3836万円とするものです。

【議案第24号】 平成28年度泉崎村一般会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1727万円とするものです。(前年比34億1021万8000円、47.2%減)

【議案第25号】 平成28年度泉崎村国民健康保険特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7919万3000円とするものです。
(前年比1298万2000円、1.5%減)

【議案第26号】 平成28年度泉崎村後期高齢者医療特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4796万5000円とするものです。
(前年比37万1000円、0.8%増)

【議案第27号】 平成28年度泉崎村介護保険特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2108万6000円とするものです。
(前年比1088万3000円、2.1%増)

【議案第28号】 平成28年度泉崎村介護老人保健施設特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38万3000円とするものです。
(前年同額)

【議案第29号】 平成28年度泉崎村農業集落排水事業特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9490万5000円とするものです。
(前年比708万1000円、3.5%減)

【議案第30号】 平成28年度泉崎村水道事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入2億5420万円、収益的支出2億2392万1000円とし、
資本的収入2464万2000円、資本的支出1億3363万2000円とするものです。
※給水戸数2061戸、年間総給水量86万481立米

【議案第31号】 平成28年度泉崎村工業用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入2億6674万2000円、収益的支出1億3782万2000円とするものです。
※土地売却面積24,000m²

【議案第32号】 平成28年度泉崎村住宅用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入1億9396万3000円、収益的費用1億1378万円とし、
資本的収入0円、資本的支出605万2000円とするものです。
※土地売却面積5447.17m²

【発議第1号】 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(原案否決) ◇議員報酬を日当制にすることにより経費を削減するため。

◎ 発 議

※採択されました請願及び陳情は、議員発議により議会に提案され、可決後、意見書として国、県等の関係機関へ積極的に働きかけを行うものです。

【発議第2号】 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について

(原案可決)

提出者:経済文教常任委員長

【発議第3号】 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

(原案可決)

提出者:経済文教常任委員長

【発議第4号】 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出について

(原案可決)

提出者:総務厚生常任委員長

【発議第5号】 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

(原案可決)

提出者:経済文教常任委員長

【発議第6号】 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

(原案可決)

提出者:経済文教常任委員長

◎ 請 願 書

受理No. 1 「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全整備法)の廃止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

(不採択)

提出者:白河地方労働組合総連合
議長 河原 一夫

受理No. 2 「労働時間と解雇の規制強化を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

(採択)

提出者:白河地方労働組合総連合
議長 河原 一夫

受理No. 3 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

(採択)

提出者:白河地方労働組合総連合
議長 河原 一夫

◎ 陳 情 書

受理No. 1 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

(採択)

提出者:軽度外傷性脳損傷仲間の会
代表 藤本 久美子

受理No. 2 原方部通学路改修に関する陳情

(採択)

提出者:原支部長 真鍋 篤市

受理No. 3 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

(採択)

提出者: 日本労働組合連合会
福島県連合会白河地区連合
議長 伊勢野 功

受理No. 4 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について

(採択)

提出者: 日本労働組合連合会
福島県連合会白河地区連合
議長 伊勢野 功

(以上)